

令和6年度中に対応が必要な要件（早見表）

- 加算Ⅴを取得している事業所は、令和6年度中に加算Ⅰ～Ⅳへの移行が必要であり、移行に当たっては、黄色セルの要件への対応が必須となる。
- また、加算Ⅰ～Ⅳを取得している事業所であっても、青色セル（及び「令和6年度内の対応の誓約」で要件を満たしていた場合は緑セル）の対応が必須となる。

算定区分		新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧											
算定可能な経過措置区分	加算率 ※訪問介護の例	移行区分例 (加算率が下がらない区分であり、移行先の候補となるもの)	加算率	月額賃金改善要件		キャリアパス要件					職場環境等要件		
				I	II	I	II	III	IV	V	区分ごとに1以上・全体で7以上の取組	区分ごとに2以上・全体で13以上の取組	HP掲載等を通じた見える化
				新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	旧ヘア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件	介護福祉士等の配置			
新加算Ⅰ	24.5%	—	—	◎	—	○	○	○	○	○	—	◎	◎
新加算Ⅱ	22.4%	—	—	◎	—	○	○	○	○	—	—	◎	◎
新加算Ⅲ	18.2%	—	—	◎	—	○	○	○	—	—	◎	—	—
新加算Ⅳ	14.5%	—	—	◎	—	○	○	—	—	—	◎	—	—
新加算Ⅴ(1)	22.1%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	□	○	○	○	○	○	—	◎	◎
新加算Ⅴ(2)	20.8%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	—	○	○	△	○	○	—	◎	◎
新加算Ⅴ(3)	20.0%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	□	○	○	○	○	—	—	◎	◎
新加算Ⅴ(4)	18.7%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	—	○	○	△	○	—	—	◎	◎
新加算Ⅴ(5)	18.4%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	□	○	○	△	○	○	—	◎	◎
新加算Ⅴ(6)	16.3%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	□	○	○	△	○	—	—	◎	◎
新加算Ⅴ(7)	16.3%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	—	△	△	△	○	○	—	◎	◎
新加算Ⅴ(8)	15.8%	新加算Ⅲ	18.2%	◎	□	○	○	○	—	—	◎	—	—
新加算Ⅴ(9)	14.2%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	—	△	△	△	○	—	—	◎	◎
新加算Ⅴ(10)	13.9%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	□	△	△	△	○	○	—	◎	◎
新加算Ⅴ(11)	12.1%	新加算Ⅳ	14.5%	◎	□	○	○	—	—	—	◎	—	—
新加算Ⅴ(12)	11.8%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	□	△	△	△	○	—	—	◎	◎
新加算Ⅴ(13)	10.0%	新加算Ⅳ	14.5%	◎	—	△	△	—	—	—	◎	—	—
新加算Ⅴ(14)	7.6%	新加算Ⅳ	14.5%	◎	□	△	△	—	—	—	◎	—	—

※ 赤字（◎・□・△）は、移行区分例の区分に移行する際に、事業所にとって、新規に満たすことが必要な要件。

そのうち、◎は、令和7年度から適用になる要件。□は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する事業年度に適用になる要件。△は、「令和6年度内の対応の誓約」により令和6年度中は、令和6年度当初から満たしたこととして差し支えない要件。